

親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局

# ここが変わりました！農地制度 ～ Q & A 編 ～

平成22年 6 月 1 日



中国四国農政局農村計画部農村振興課  
生産経営流通部構造改善課

このパンフレットは中国四国農政局ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/kaikaku/index.html>

農林水産省

# 索引

【農地法関係(転用以外)】

頁	問番号	質 疑 内 容
1	Q 1	農地法第 3 条許可に当たり、全部効率要件の判断基準。
	Q 2	農地法第 3 条許可に当たり、調整水田等の取扱い。
	Q 3	下限面積の別段面積の設定に当たり、所有権移転と賃借権設定で別々に設定できないか。
2	Q 4	下限面積の別段面積の設定に当たり、新規就農者のための具体的な面積を示して欲しい。
	Q 5	下限面積の別段面積と農業委員の選挙権・被選挙権との関係。
	Q 6	農地法第 3 条許可に当たり、地域との調和要件の例示の増加要望。
	Q 7	上記の地域との調和要件の「極端に高額な借賃」とは。
3	Q 8	上記の地域との調和要件で、現地調査を不要とするものも設けるべき。
	Q 9	上記の地域との調和要件で、栽培体系まで把握する必要があるか。
	Q 10	貸借の規制緩和による法人参入に当たり、話し合い活動へ参加する者は常時従事する業務執行役員のみか。
	Q 11	上記の法人参入に当たり、法人の農作業の拠点となる所在地を確認させるべき。
4	Q 12	上記の法人参入に当たり、農地法第 5 条許可との関係で同第 3 条での所有権取得制限は矛盾しないか。
	Q 13	上記の法人参入に当たり、役員の常時従事要件にマーケティング等は含めるべきではない。
	Q 14	上記の法人参入に当たり、施行後の実施状況の検証次第では所要の制度見直しを行うべき。
5	Q 15	【追加】農事組合法人についても、農業経営の改善に寄与すると認められる者の出資は 2 分の 1 未満まで可能か。
	Q 16	農地法第 3 条の 2 の許可の取消と水利調整への不参加の関係。
	Q 17	農地法第 3 条の 3 による届出の対象から「相続」を除くべき。
6	Q 18	農地法第 3 条の 3 による相続の届出の時期はいつか。

頁	問番号	質 疑 内 容
6	Q19	もっと相続等による権利取得の届出の制度をPRをすべき。
	Q20	法定相続人への生前贈与は、農地法第3条許可不要とすべき。
	Q21	【追加】世帯員の定義が見直されたが、なぜ見直されたのか。
7	Q22	農地法第3条の許可申請書様式の変更の可否。
	Q23	農地法第30条の利用状況調査に当たっての判断基準を明示すべき。
	Q24	上記の利用状況調査の対象地について、国有農地、競売農地も対象となるか。
8	Q25	賃借料情報の提供に当たっては、推奨する価格の提供を行うべき。
	Q26	上記の賃借料情報の提供に当たり、標準小作料は廃止すべきではない。
9	Q27	上記の賃借料情報の提供に当たり、参考賃料の提供をガイドライン等で明文化すること。
	Q28	農地の権利移動の許可に当たって、国・県がもっと関与すべき。
	Q29	農業委員会業務へのフォローアップ体制を充実すべき。

【農地法関係(転用)】

10	Q30	第1種農地の転用の不許可の例外について、許可基準の運用の考え方がいかに。
	Q31	急傾斜地等で耕作放棄の解消の見込みがない場合、第1種農地でも植林転用を可能とすべき。
	Q32	総合計画やマスタープランの土地利用構想策定区域の農地について、転用基準の弾力化を願う。
11	Q33	農地の集団性の要件が20ha から10ha に引き下げられることと、他産業並みの所得確保との関連。
	Q34	国・県の法定協議制度の導入に併せ、市町村が許可制となること理由。
12	Q35	「就業機会の増大に寄与する施設」は規程が曖昧なため、第1種農地の例外規定から除外すべき。
	Q36	地域の農業振興に資する施設に代替性要件を加えた理由。

頁	問番号	質 疑 内 容
12	Q37	第1種農地の例外の既存施設の拡張が2分の1までに制限されると、後継者のための住宅の確保ができない。
13	Q38	第3種農地の「水管等2種類以上の埋設」は、1つの道路に埋設されていなければならないか。
	Q39	上記の埋設要件で、合併浄化槽の導入等により下水管が不要の場合でも市街地に適さないという考えか。
14	Q40	第3種農地の要件である「500m以内に2つの公共施設があること」の要件は、都道府県独自の運用が必要ではないか。
	Q41	教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設を具体的に例示して欲しい。
15	Q42	転用の届出の添付書類に、生産緑地法第8条の許可の書面を加えるべき。
	Q43	行政代執行の規定は、費用の回収の観点から慎重にならざるを得ないため削除すべき。
16	Q44	上記の代執行制度により本当に違反転用を抑止できるのか。
	Q45	違反転用の原状回復命令に当たり、農政局長への協議は一律に行う必要はないのでは。
	Q46	違反転用の是正に当たり、都道府県に取締りの専門部署を設置すべきではないか。
17	Q47	市町村への権限移譲と国の関与の強化について。

〔農業経営基盤強化促進法関係〕

18	Q48	農地利用集積円滑化事業は、農地所有者代理事業を行わず、貸借事業のみを行う団体も認めるべき。
	Q49	上記の円滑化事業への取組は任意とし、基本構想上「実施しない」とできるよう措置すること。
	Q50	上記の円滑化事業について、一つの事業規程に複数の円滑化団体を位置付け、事業の重複は年度計画によって避けることを可能とすること。
19	Q51	上記の円滑化事業について、広域農協が複数の市町村で事業を行う場合、一つの事業規程で複数市町村の承認をまとめて得たい。

頁	問番号	質 疑 内 容
19	Q52	上記の円滑化事業について、円滑化団体が委任契約の申し込みを拒否できない場合の例外を、より具体的な判断基準で示すこと。
	Q53	上記の委託契約を拒否できない場合の例外の「所有権に争いがある」とは、抵当権等所有権以外の物権についても適用できるのか。
20	Q54	上記の円滑化事業について、市町村の基本構想に円滑化団体・市町村・農業委員会の役割を明記するよう指導願いたい。
	Q55	上記の円滑化事業について、関係機関・団体の連携・役割分担について明記すべき。
21	Q56	上記の円滑化事業について、農業委員会が包括的に円滑化団体になることを正式に認めるべき。
	Q57	上記の円滑化事業について、農地の利用集積に当たっては、地域の担い手を最優先に協議・調整することを盛り込むべき。
	Q58	上記の円滑化事業を行う者に関する事項について、市町村基本構想上の記載内容が抽象的すぎるので、もっと具体的な記載に改めるべき。
	Q59	上記の円滑化事業について、基本方針・基本構想でどのような記載事項が必須なのか等を国の方で示すこと。
22	Q60	上記の円滑化事業について、市町村の基本構想において、市町村の役割や関係機関等の役割分担を記述すべき。
	Q61	市町村基本構想において、面的集積についての目標は定量的ではなく、定性的な表現も可能とすること。
	Q62	市町村基本構想において、地域での役割分担として、参入法人の位置付けや担い手の権利取得を明記すべき。
23	Q63	農用地利用集積計画上、原状回復義務を課す場合の雛形を示すこと。
	Q64	利用権設定等促進事業について、相続登記未了の農地であっても、法定相続分の2分の1を超える同意で行うことは可能か。
	Q65	利用権設定等委任契約書について、委任者の死亡により契約は終了することとした方がよいのでは。
	Q66	上記の委任契約書について、民法上委任者死亡により契約が終了し(§653)、相続人が契約を存知していない状況での承継は困難では。
24	Q67	上記の委任契約書について、関係者の協議が整わない場合、市町村が有益費の額を算定するとあるが、農地法第3条許可の場合は馴染まない。

頁	問番号	質 疑 内 容
24	Q68	市町村基本構想の必須記載事項について具体的に示すべき。
	Q69	利用権設定等促進事業について、「解除する旨の条件」を付す場合の条件と違約金の目安を例示願いたい。

【農業振興地域の整備に関する法律関係】

頁	問番号	質 疑 内 容
25	Q70	集団的な農用地の面積要件について、20ha から10ha に変更しても効果は薄く、確保すべき農用地等の目標面積も過大に設定すべきでない。
	Q71	農業振興地域制度の基本的な考え方について、「開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずること」は、特段その内容とされていないのではないか。
26	Q72	確保すべき農用地等の面積目標の達成状況に関する資料の提出の要求について、詳細はどうなるのか。また、従来 of 農業資源調査や農業振興地域管理状況調査はどうなるのかを明確にすべき。
	Q73	上記の目標の達成状況に関する資料の提出の要求について、各都道府県の報告期日が12月1日の状況を翌年1月末というのは期間が短かすぎる。
27	Q74	上記の目標の達成状況に関する資料の提出の要求に関連し、農振法ガイドライン上の「耕作放棄地」は何故「遊休農地」としなかったのか。
	Q75	農用地の確保を図るための是正の要求の方式については、地方の意見を尊重し、そこで国の方針と調整すべき。
	Q76	上記の是正の要求について、都道府県が同意するに当たっては、国の基本指針はあくまでも目安であることを前提に制度を運用すること。
28	Q77	上記の是正の要求について、農用地利用計画の策定・変更に関し知事の同意を抑制したり、農用地区域への編入するための変更の指示の規定は地方自治体の裁量権を狭めているため削除すべき。
29	Q78	農用地区域からの除外要件について、認定農業者等の利用集積に支障を及ぼす場合に除外ができないとすると、逆に農地を貸し渋るケースが生じるのでは。
	Q79	農用地区域における開発行為の法定協議について、協議が成立する場合とはどのような場合が想定されるのか。法定協議が制定された意義と、農振法ガイドラインの協議成立基準との関係いかな。

頁	問番号	質 疑 内 容
29	Q80	農振法ガイドラインに示された内容について、現行の「農業振興地域制度の運用について」と同様に、具体的な例示や解説集を作成していただきたい。
30	Q81	【追加】基本指針や基本方針の見直しを受けて、農業振興地域整備計画の見直しはいつまでに行わなければならないのか。

巻末にお知らせがあります。ご覧下さい。



**【お問合せ窓口】**

〒700-8532

岡山市北区下石井 1 - 4 - 1

中国四国農政局

生産経営流通部構造改善課

Tel 代表 086-224-4511 (内線2481)

## 農地制度改正パブリックコメント(H21.10.21～11.19)による質疑応答から

【農地法関係(転用以外)】

Q1 農地法第3条第2項第1号の全部効率要件の判断基準について、農地法処理基準別紙1の第3の3の(2)のより客観的かつ具体的な基準を明確にしてほしい。例えば、新規就農者等への許可に対して、技術面における今後の耕作見込みについて、どのように取り扱えばよいのか等、具体的な基準を示していただきたい。

A1 地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、農地法処理基準の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。

Q2 農地法第3条第2項第1号「取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること」とあるが、米の需給調整で調整水田や保全管理としている場合は、どのように判断するのか。

A2 近傍の自然的条件及び利用上の条件が、類似している農地等の生産性と比較して効率的に利用されているかどうかで判断します。したがって、調整水田や保全管理としている場合であっても、類似する農地の一般的な利用として効率的であると認められれば、許可することが可能です。

Q3 農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、同法施行規則第20条によって設定される下限面積の別段面積について、所有権と賃借権で別々の面積を設定できないか。

A3 農地法第3条第2項第5号の規定は、農地の権利を取得しようとする者の経営規模によって判断されるものであり、取得しようとする権利の種類によって下限面積の別段面積を別々に設定することはできません。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q4 農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積について、農地法施行規則第20条第2項の『新規就農を促進するために適当と認められる面積』の具体的な面積を示せないか。また、別段面積の設定は、基本的には農地法施行規則第20条第1項により、下限面積未滿の耕作者が40%を下らないよう設定することとなることを明らかにし、10a未滿の面積が自由に定められるというような誤解がないようにされたい。

A4 今回の農地法の改正で農業委員会が地域の実情に合わせて下限面積の別段面積を設定できるようになっており、具体的な面積を示すことは考えておりません。また、農地法施行規則第20条第1項と第2項について、どちらが優先するという考え方はありません。

Q5 農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積について、別段面積の設定基準と農業委員の選挙権、被選挙権等の整合を図るため、別段面積の設定基準を10アール以上にするか、農業委員会法第8条第1項第1号の面積を改正する必要があるのではないか。

A5 今回の別段面積に係る改正の趣旨と農業委員会法における農業委員の選挙権・被選挙権の規定の趣旨は直接関係するものではありません。

Q6 農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件について、農地法処理基準別紙1の第3の8の(1)に不許可相当と判断されるものについて5項目の例示があるが、地域農産物に対する消費者の信頼を損なうおそれがあり、地域農業に大きな影響を与える可能性があることから、「一般作物を栽培している地域で、遺伝子組換え作物の栽培を行う場合」についても例示に加える等できるだけ多くの具体例を示していただきたい。

A6 農地法処理基準の中で代表的な事項について例示しており、網羅的に示しているものではなく、権利取得により地域の農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあるかという観点から判断していただきたいと考えます。

Q7 農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件について、農地法処理基準別紙1の第3の8の(1)の で「極端に高額な借賃」との表現がされているが、「極端」とは具体的にどれくらいを指すのか。現場で摩擦が起きるのは明らかであるため、曖昧な表現ではなく明確な基準を示すべき。

A7 地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、農地法処理基準の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q8 農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件について、農地法処理基準別紙1の第3の8の(2)で、許否の判断に当たっては現地調査を行うものとするがあるが、使用貸借権の設定や一括贈与や家族内贈与についてまで、現地調査をする必要があるのか疑問に思う。現地調査については、あくまでも売買、法人等への賃借権設定に限定してはどうか。また、現地調査とあるが冬期間現地調査が不可能な地域は、許可できないと判断し、申請書の受付をしなくてもかまわないのか。

A8 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるかの判断に必要な情報については、許可規制の対象となるものについて現地調査等を行い、適切に把握していただく必要があります。

Q9 農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件について、農地法処理基準別紙1の第3の8の(2)で、農業委員会は一筆ごとの農地の利用者やどんな作物を栽培しているか、栽培体系まで把握する必要があるか。

A9 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるかの判断に必要な情報については、許可規制の対象となるものについて現地調査等を行い、適切に把握していただく必要があります。

Q10 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が農地の賃借を行う場合の要件について、農地法処理基準別紙1の第3の9の(2)の では、例示として、「話し合い活動への参加…」などが記載されているが、その参加すべき者は、常時従事する業務執行役員であるとしているのか。そうであれば、当該役員の居住地について、権利取得する農地との距離などに関して一定の要件を課すべきではないか。

A10 話し合い活動に参加する具体的な者を特定しているものではありませんが、農業に常時従事する業務執行役員は、地域との調整役として責任を持って対応できる者であることを明らかにしています。

Q11 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が農地の賃借を行う場合の要件について、法人の支店、営業所など農作業の拠点となる所在地や農作業を受託した者の居住地から当該農地へ農作業に従事することが可能か、農地法処理基準別紙1の第3の9等の判断基準に定める必要があるのではないか。

A11 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を行う場合においても、同条第2項第1号の「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについて、総合的に勘案して判断するものであり、通作距離で画一的に判断することは適当ではありません。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q12 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が農地の賃借を行う場合の要件について、同項の規定により農地を借り入れる個人・法人も耕作又は養畜の事業を行う者となるのであれば、農業用施設用地への転用(第5条)で所有権取得も可能と考えられ、農地そのものの所有権取得を制限することと矛盾することにならないか。

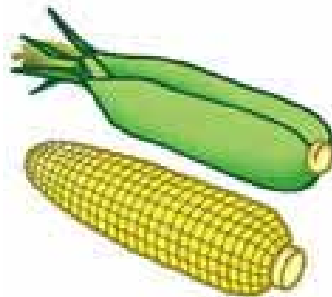
A12 農業用施設への転用については、権利主体によって許可基準が変わるものではありませんが、転用許可に当たっては厳正に審査していく必要があると考えています。

Q13 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が農地の賃借を行う場合の要件のうち、農地法処理基準別紙1の第3の9の(2)の の農業生産法人以外の法人の役員の常時従事要件について、農地法第2条第3項第3号に規定する1人以上の業務執行役員が常時従事する「耕作又は養畜の事業」は農作業に限定し、営農計画の作成、マーケティング等は含めるべきではないと考えるがいかな。

A13 農地法上、農作業への常時従事を必要とする場合は、法律に「農作業」と規定されています(農地法第2条第3項第3号、第3条第2項第4号等)が、農業生産法人以外の法人の業務執行役員の常時従事要件では、「耕作又は養畜の事業」と規定(農地法第3条第3項第3号)されています。

Q14 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が農地の賃借を行う場合の要件のうち、農地法処理基準別紙1の第3の9の(2)の の農業生産法人以外の法人の役員の常時従事要件について、これまでの特定法人貸付事業と同様に、耕作の事業への業務執行役員の常時従事には企画管理業務が含まれるが、施行後の実施状況を検証し、必要があれば農作業を必ず含むものとするなど、所要の見直しを行うべきではないか。

A14 これまでの特定法人貸付事業の業務を執行する役員が常時従事する耕作又は養畜の事業と同様です。なお、農地制度に限らず、一般的に、およそ制度については、状況を勘案し施策の在り方等に検討を加えていく必要があるものと考えます。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q15【追加】 農地法第2条第3項第2号の規定により、農業生産法人のうち株式会社(公開会社でないもの)及び持分会社については、農商工連携等事業者などが法人の農業経営の改善に寄与すると認められる場合、総議決権の2分の1未満まで出資が可能になったが、農事組合法人も同様と考えて良いか。

A15【追加】 農業の経営を行う農事組合法人の場合、1組合員1議決権を有しており、また組合員になれる者として、農協法第72条の10第1項で、農民、組合、農地保有合理化法人、及び、法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者であって、農協法施行令第3条の9に定める者とされており、同法第72条の10第3項で総組合員の3分の1を超えてはならないと定められていることから、その範囲内での参加となります。

Q16 農地法第3条の2の許可の取消について、農地法処理基準別紙1の第4では、農地法第3条第3項で許可した後に、例えば、水利調整に参加しない営農が行われることにより他の農業者の農業水利が阻害される場合、農地法第3条の2第1項第1号及び第2号で対応できると考えるがどうか。

A16 担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合は、農地法第3条の2第1項第2号に該当するものと考えます。

Q17 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、相続による農地の権利取得の届出は現実的に難しいと考えられるので、権利取得の届出を要しない場合を規定する農地法施行規則第24条に、「相続による権利取得」を規定すべき。

A17 農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっては、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものです。相続を契機とした届出は遊休農地対策等に当たっても重要なものと考え、届出の対象外とすることは困難です。なお、国民の皆様へのPRについては、関係機関や関係団体に協力をお願いしつつ、周知に努めていきます。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q18 農地法第3条の3第1項の規定による相続等の届出について、農地法処理基準別紙1の第5に基づく届出時期はいつか。相続により権利取得した場合、届出時期は相続が発生したときか、権利放棄や遺産分割したときか。

A18 権利を取得した時点から届出を行う必要があり、相続により権利取得した場合、相続が発生したときと、権利放棄及び遺産分割をしたときのいずれも届出を行う必要があります。

Q19 農地法第3条の3第1項により、相続等の権利取得については、届出が一般国民に義務付けられることになったが、現実的には一般国民はその旨を知っていない。国は一般国民に向けてこの届出について、もっとPRすべきではないか。

A19 農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっては、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものです。相続等を契機とした届出は、遊休農地対策等に当たっても重要なものと考えます。国民の皆様へのPRについては、関係機関や関係団体に協力をお願いしつつ、周知に努めていきます。

Q20 法定相続人への生前贈与について、相続と同様に、農地法の許可を要しないものできないか。

A20 相続は被相続人の死亡による財産上の地位の包括的な承継であり、権利移転のための法律行為があるわけではないため許可不要としています。一方、生前贈与は贈与する者の意思表示に基づき所有権を取得するものであり、売買による所有権の取得等と同様に、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たした者が権利を取得しなければなりません。

Q21〔追加〕 今回の改正で、「世帯員」の定義が見直されたが、なぜ見直されたのか。

A21〔追加〕 改正前の農地法第3条では、許可要件について、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員(住居及び生計を一にする親族)が要件を満たせばよいこととしていました。

しかし、法制定当時からすると、農家世帯の態様も変化してきており、引き続き家族ぐるみでの農業経営を行っている場合であっても、後継者の結婚等を機に住居又は生計を別とするようなケースが多くみられるようになり、このような場合、住居及び生計を一にする親族に該当しないこととなりますが、農業経営への関与の実態は従来と何ら変わらないものであり、農地法上は世帯員と同様に扱うことが適当であるため、今回、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等以内の親族としました。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q22 農地法事務処理要領別紙1の様式例第1号の1の農地法第3条許可申請様式について、農業委員会において申請書を変更することは可能か。

A22 「農地法関係事務処理要領」でお示ししている申請書は様式例です。農地法第3条の許可基準を適切に判断できるものを使用してください。

Q23 農地法第30条の利用状況調査については、農業委員会が法的に実施することと改正され、実施方法は農地法運用通知第3の1に記載されているが、実施した農地の利用状況の判断基準を明確にしないと各農業委員会で判断基準が多様であっては調査をする意義がないので、判断基準を明確にする必要がある。また、現在農業委員会等に協力を求めて実施している耕作放棄地全体調査を今後も実施するのか。実施する場合、委員会としては法的根拠のある利用状況調査を実施するだけで、精一杯と思われる。

A23 遊休農地に該当するかの判断基準は、農地法運用通知第3の2の(1)に規定していますが、同通知の中で代表的な事項について例示しており、網羅的に示しているものではありません。なお、地域等によって条件が異なり様々な実情がある中で、全国一律に硬直的・定量的な基準等によりがたい部分については、農地法運用通知の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。また、平成20年度に実施した耕作放棄地全体調査については、平成21年度以降フォローアップ調査をお願いしておりますが、利用状況調査と併せて行うなど効率的に取り組んでいただきたいと考えます。

Q24 農地法第30条に規定する利用状況調査の対象農地は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る農地及び土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるものは対象外とされているが、国有農地又は競売(公売)農地は、本調査の対象としてもよいのか。

A24 農地の農業上の利用を図る観点から、農地であれば調査を行う必要があり、国有農地や競売(公売)農地も対象となります。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q25 農地法運用通知第4の(1)の賃借料情報の提供について、農業委員会が提供する賃借料情報については、今後においても円滑な権利設定等が行えるよう情報提供の際、平均額、最高額、最低額に標準小作料に準ずる推奨する価格の提供をするべき。また、賃借料が標準小作料で設定され継続中の取扱い分はどうなるのか。

A25 かつてのように経済的に優位な立場の地主から高額の小作料を押しつけられるといった状況は想定されず、実際に近年では小作料の減額勧告の実績もほとんどないこと等から農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。しかしながら、地域における賃借料の目安は重要であると考えられるため、農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を収集し、整理して提供していただく必要があります。この賃借料情報を参考に当事者が十分に話し合っ賃借料の額を決めていただきたいと思います。また、賃借料の額が標準小作料として設定されている場合には、賃借料情報を踏まえ、具体的な賃借料を定めてください。なお、賃借料情報については、実際に成立した農地の賃貸借契約の賃借料のデータから平均額等を求めるものです。

Q26 農地法運用通知第4の(1)の賃借料情報の提供について、現在の標準小作料は米の生産調整を前提に決定しているが、標準小作料が廃止されると生産調整の協力者と非協力者では借賃の価格に差が出るのが予想される。非協力者の借賃が高い場合に、貸し主はこちらに貸し付ける傾向となり、米の需給調整に支障を及ぼす恐れもある中で標準小作料を廃止してよいのか。また、賃借料情報について、転作の扱いの基本的な考え方を御教示願いたい。

A26 かつてのように経済的に優位な立場の地主から高額の小作料を押しつけられるといった状況は想定されず、実際に近年では小作料の減額勧告の実績もほとんどないこと等から農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。しかしながら、地域における賃借料の目安は重要であると考えられるため、農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を収集し、整理して提供していただく必要があります。この賃借料情報を参考に当事者が十分に話し合っ賃借料の額を決めていただきたいと思います。また、賃借料の額が標準小作料として設定されている場合には、賃借料情報を踏まえ、具体的な賃借料を定めてください。なお、賃借料情報については、実際に成立した農地の賃貸借契約の賃借料のデータから平均額等を求めるものです。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q27 農地法運用通知第4の(1)の賃借料情報の提供について、小作料の標準額制度の廃止に伴う農業委員会による参考賃料の情報提供について、ガイドライン等で明文化してほしい。

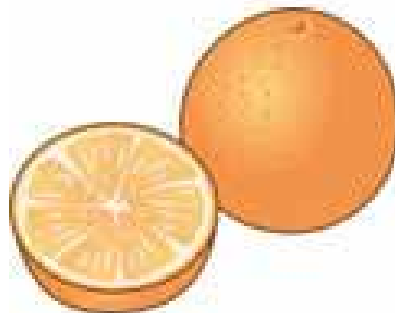
A27 かつてのように経済的に優位な立場の地主から高額の小作料を押しつけられるといった状況は想定されず、実際に近年では小作料の減額勧告の実績もほとんどないこと等から農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。しかしながら、地域における賃借料の目安は重要であると考えられるため、農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を収集し、整理して提供していただく必要があります。この賃借料情報を参考に当事者が十分に話し合って賃借料の額を決めていただきたいと思います。また、賃借料の額が標準小作料として設定されている場合には、賃借料情報を踏まえ、具体的な賃借料を定めてください。なお、賃借料情報については、実際に成立した農地の賃貸借契約の賃借料のデータから平均額等を求めるものです。

Q28 今回の改正で、農地の権利取得制限を今までより大幅に緩和した改正となったが、最初に厳格な法の下で取り扱うべきものを入口は緩やかにし、その後の利用状況において、市町村農業委員会が指導や勧告等の出口業務を行うこととなるのはいかがなものか。もっと積極的に国・県が関与すべきではないか。

A28 農業委員会には、地域における農地事情に精通した重要な機関として、農地制度の運用に携わっていただく必要があると考えます。

Q29 農地法で新たに増える業務については、農業委員会の運用において、今後(法施行後)の混乱が予想される。国で相談窓口を設けるなどフォローアップ体制を充実すべき。

A29 農政局に相談窓口を設置しています。御不明な点がございましたら、生産経営流通部構造改善課(内線)2481にお問い合わせください。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

【農地法関係(転用)】

Q30 農業用施設、農畜産物加工施設に供する場合の第1種農地の例外規定(農地法施行令第10条第1項第2号イ)について、今回の農地法改正の狙いとして、建設会社、食品会社等他産業・他分野からの農業進出を期待しているのであるから、事務所、農作業従事者等住宅、他用途・多目的の利用を含む農業用施設等、転用許可基準の運用等の考え方を示していただきたい。

A30 農業用施設への転用については、農地転用許可基準が緩和されており、優良な農地においても許可し得ることとされています。一方、事務所や住宅への転用については、優良な農地では、不許可の例外事由に該当しない限り許可し得ないこととされています。こうした許可基準の取扱いは、権利主体によって変わるものではありません。

Q31 第1種農地の集団要件が20haから10haに引き下げられた(農地法施行令第11条第1号及び第19条第1号)ため、山間部などの独立した農地であっても第1種農地と判断されるケースが発生する。当地域では、従来、急傾斜地・山間部を開墾して農地にした経緯もあり、現在の農業の機械化及び集団化からすると、使用困難な農地が耕作放棄地となっている。急傾斜地等で耕作放棄の解消の見込みのない場合は、第1種農地においても植林転用が可能となるよう措置すべき。

A31 第1種農地について、単に耕作放棄されているからといって転用を認めることとすれば、意図的に耕作放棄するようなモラルハザードを誘発するおそれがあります。したがって、耕作放棄されていることをもって植林転用を認めることは困難です。なお、10haを超える農地であっても、急傾斜している部分があることから一体として機械作業ができないなどの場合には、一団の農地(第1種農地)に該当せず植林転用が認められる場合があります。

Q32 第1種農地の集団要件の引き下げ(農地法施行令第11条第1号及び第19条第1号)について、今回の改正により、従来、第1種農地でなかった農地が、第1種農地になってしまうケースが多々見られる。このため、農地法改正の直前に総合計画や都市マスタープランを策定した市町村が多いと思われる。総合計画や都市計画マスタープランの土地利用構想に策定されている区域の農地について、もう少し転用許可基準を弾力的に運用できるようにならないか。

A32 農業の最も基礎的な生産基盤である農地を確保していくために、第1種農地の面積要件を厳格化するものであり、市町村が定める総合計画や都市計画マスタープランにおいて開発を促進することとされた地域であっても、農業上の土地利用との調整が調った上で市街化区域に編入されたり用途地域が定められるまでは、農業の生産基盤として確保していくことが必要と考えています。

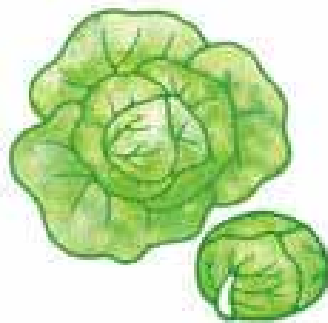
【問合せ先：農村計画部農村振興課(内線2512)】

Q33 第1種農地及び農用地区域の指定に係る集団性の要件が20haから10haに引き下げられた(農地法施行令第11条及び第19条、農振法施行令第5条)ことについて、「食料・農業・農村基本計画においては、効率的かつ安定的な農業経営が他産業並みの所得を確保し得る経営規模はおおむね10ha以上との試算がある」ことを面積引き下げの根拠としているが、「農業経営統計調査 H19個別経営の営農類型別経営統計(水田作経営)」の「3 水田作経営・主業農家」の「イ 分析指標」において、「10.0ha以上の経営耕地面積10a当たり農業所得」は、41,000円であり、これを10haに置き換えると、10ha当たりの農業所得は410万円となると、「H20年国民生活基礎調査」における平均所得金額と乖離があることから、規制の必要性を正当化する理由にはなり得ないのではないか。これは農用地区域の指定に係る集団性の基準を20haから10haに引き下げることも同様である。

A33 効率的かつ安定的な農業経営が他産業並みの所得を確保し得る経営規模がおおむね10ha以上との試算については、生産調整への参加を前提とした補助金等の交付など様々な要素を加味して行われたものであり、単純に10.0ha以上の経営耕地面積10a当たり農業所得(41,000円)を100倍したものではありません。いずれにしても、限りある優良農地の総量確保を行う必要があることから、良好な営農条件を備えている農地の規模要件を「20ha」から「10ha」に引き下げる改正を行うこととしたものです。

Q34 市町村が行う庁舎、学校、病院等の公共転用の許可制への移行(農地法施行規則第32条第6号及び第53条第5号)について、国又は都道府県による公共転用(庁舎、学校、病院等)に対して法定協議制度が導入されるが、市町村がこれらを行う場合には、許可制となる理由は何か。

A34 従来、都道府県が行う農地転用については、都道府県知事が転用許可権者であることから、転用事業の内容にかかわらず許可不要とされてきたが、市町村が行う農地転用については、土地収用法該当事業に限って許可不要とされてきました。このような違いを踏まえ、市町村については、転用許可権者との協議の成立をもって許可不要とする取扱いをしないこととしたものです。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

Q35 第1種農地の例外規定「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」(農地法施行規則第33条第2号)については、規定が曖昧であり、現場において不適切な運用が行われていることから、例外許可施設から除外すべき。仮に、例外許可施設として残す場合であっても、該当する施設の条件を厳しくすべき。

A35 この規定は、農業従事者の就業機会を増大させ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積が促進されることにより、周辺地域の農業の振興に資することとなることから設けられています。また、この施設に該当するか否かは、被雇用者の3割以上を農業従事者が占めるか否かで判断することとしています。今回、改正した農地法処理基準(第6の1の 、第7の1)等において、この判断をより適正に行うため、許可申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求め、雇用協定においては、農業従事者の雇用実績を毎年地元自治体に報告するとともに、その雇用実績が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置(例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集する、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集する等)を明記することとしたところです。

Q36 地域の農業の振興に資する施設に代替性要件が加えられた(農地法施行規則第33条)が、農地法第4条については、自分の所有する土地の中から選定した土地であり、代替性を根拠に他の土地へ誘導できない。また、農地法第5条については、不動産情報は無数にあり、代わりの土地がないと言い切る根拠がない。したがって、この要件は削除すべきではないか。

A36 我が国の農地面積は減少の一途をたどっており、限りある優良農地を確保する観点から、第1種農地の不許可の例外規定のうち比較的位置選定に任意性のあるものについて代替性要件を追加することとしたものです。これまでも、第2種農地において、用地の代替性を審査してきており、第1種農地においても同様の方法により審査しようとするものです。

Q37 第1種農地の例外規定である既存施設の拡張(農地法施行規則第35条第5号)について、農家が後継者のために住宅を建設するとき、既存施設の拡張面積を既存施設の敷地面積の2分の1以下とすると、後継者のための農家住宅の拡張が制限されてしまう。農家を確保するために、規制の強化は見直すべき。

A37 地域の状況によっては、優良な農地の中に農業後継者のために住宅を建設しなければならない場合もあることは承知しています。こうした地域においては、改正後の農地法施行規則第38条及び第39条第1号の規定を用いる(農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」として農業後継者の住宅を位置付け、当該計画において、その種類、位置及び規模を定めた場合には、第1種農地であっても許可することができる)ことも考えられます。

〔問合せ先：農村計画部農村振興課(内線2512)〕

Q38 第3種農地の要件として、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域」(農地法施行規則第43条第1号)とあるが、1本の道路に2種類が埋設されていなければならないのか、それとも2本の道路に挟まれる農地である場合には、例えば、1本の道路に水管、もう1本の道路に下水道管が埋設されていれば要件を満たすことになるのか。

A38 改正後の農地法施行規則第43条第1号は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域」と規定しており、1つの道路にこれらの施設のうち2種類以上が埋設されていることを明確にしています。この規定は、1つの道路の沿道の区域であって、これらの施設のうち2種類以上の便益を受けられる区域を「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内」とし、その区域内の農地を第3種農地としています。したがって、たまたまこれらの施設のうち1種類ずつ埋設された2本の道路に挟まれた農地であって、これら2種類以上の施設の便益を受けられることをもって第3種農地と判断するものではありません。

Q39 第3種農地の要件(農地法施行規則第43条第1号)である水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設された道路について、合併浄化槽の導入、プロパンガスの普及によりそれらの施設は普及していない。水管、下水道管又はガス管が普及していないことをもって市街地には適さないというのはいかなるものか。

A39 第3種農地とは、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」であり、一般に、水管、下水道管又はガス管の施設が整備されていれば都市的環境が整備された状態であると考えられます。これらの施設のうち水管については市街地以外の地域でも普及してきており(平成18年度における普及率97.3%)、現在では、これらの施設のいずれか1つが整備されているだけでは「市街地化の傾向が著しい」との指標とは言い難い状況となっており、判断基準と実態とがかけ離れた状況にあると考えられます。新たな判断基準の下では第3種農地と判断することができない地域(例えば、下水道管(平成18年度における普及率70.5%)とガス管のいずれも未整備である地域)は、実態からみて未だ市街地化が進んでいない地域であると考えられ、当該地域においては、今後とも農地の確保を図っていくことが必要であると考えられます。

なお、既に市街地が形成されている地域であれば、改正後の農地法施行規則第44条第2号により第3種農地と判断することが可能となる場合も多いと考えられ、また、今後も計画的に市街地を形成していくということであれば、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を(農業上の土地利用との調整を了した上で)定めれば、第3種農地と判断できます(農地法施行規則第44条第3号)。

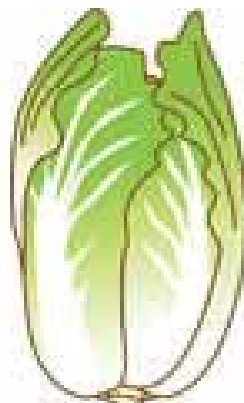
〔問合せ先:農村計画部農村振興課(内線2512)〕

Q40 第3種農地の要件である「500m以内に2以上の教育施設・医療施設、公益施設が存すること(農地法施行規則第43条第1号)」について、公民館くらいしか公共施設が無い集落が多数できているが、公民館は公共施設に該当しないという。また、郵便局は民営、国営を問わず、地域の唯一の金融機関として何ら変わることなく機能しているのに公共施設として扱われていない。このような地域においては、農家及びその親族の住宅建設は不可能になり地域崩壊となるが、どう対処するのか。広大な農地の中に点々とある農家は家族の住宅建設すらままならないし、集落へ出たの建築を推奨しても、それさえ不可となるので、都道府県独自の運用が必要ではないか。

A40 改正後の農地法施行規則第38条及び第39条第1号に規定するとおり、農業振興地域整備計画の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」として農業後継者の住宅を位置付け、当該計画において、その種類、位置及び規模を定めることとすれば、第1種農地であっても許可することができます。

Q41 第3種農地の要件について、許可権者によって判断が異なることのないよう、「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設」を具体的に例示していただきたい。

A41 その施設が公共施設又は公益施設であるか否かは、施設の種類だけでなく、誰が設置する施設であるか、どういう目的で設置する施設であるかによっても判断が左右されるものであり、通知において具体的に例示することは困難です。都道府県知事等が行う農地転用許可事務の実態調査を通じて得た不適切な事案の情報を共有することによって、公共施設又は公益施設に該当するか否かの判断の実例を積み上げていくことが重要と考えています。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

Q42 市街化区域内農地等の転用の届出(農地法処理基準第6の3及び農地法事務処理要領第4の6)について、市街化区域内の農地において転用の届出をする場合、都市計画法第29条第1項の許可を受けたことを証する書面の添付を義務付けているが、生産緑地については、生産緑地法第8条の許可があったことを証する書面を添付することになっていない。農地法と生産緑地法の整合性を確保するため、農地法施行規則の見直し、また、農地法処理基準・事務処理要領への追記を願いたい。農業委員会は、生産緑地の指定を受けている農地において、農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の届出がされた場合、生産緑地で制限されていることを目的とした転用行為であっても、受理しなくてはならないこととなっている。

A42 届出の受理・不受理は形式上の審査によって決定され、転用事業の実現の确实性を判断することとはされていません。したがって、届出書に生産緑地法第8条の許可があったことを証する書面が添付されたとしても、転用事業の実現の确实性が担保されるものではないことから、添付書類として追加する必要性は低いと考えています。

Q43 行政代執行について、農地法施行規則第99条第4号の命令書に関する規定(原状回復等の措置の全部又は一部を農林水産大臣又は都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等に要した費用を徴収することがある旨)は、周辺住民に対し、命令権者による代執行を予見させます。しかし、費用の回収が見込めないケースが多く慎重にならざるを得ない。このような中で、代執行を行うことを前提としたような規定は混乱を生じさせるおそれがあるので、削除すべき。

A43 これまでも、原状回復命令に従わない違反転用者に対しては、行政代執行法による代執行は可能であり、周辺住民による代執行の予見可能性はあったと言えます。また、原状回復命令を発するに当たっては、その後、行政代執行を実施しなければならなくなる可能性があるため、費用の徴収も含め、このことをあらかじめ違反転用者に通知しておく必要があります。このため、農地法施行規則第99条第4号を規定したところ  
です。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

Q44 違反転用への対応について、違反転用に対する代執行制度の創設は、意味があると思う。ただし、全国的にみてこれほど多い違反転用に対し原状回復命令さえ出せない。真面目に手続をする者が損をするような風潮をこの代執行制度で本当に正常化できるのか。また、違反転用についてはこの罰則を容易に科す方法を講じていただきたい。

A44 違反転用に対する処分や罰則は農地法に規定されています。今回の農地法改正において、違反転用者が原状回復命令に従わない場合には原状回復等の措置を国又は都道府県自らが講ずる行政代執行制度を盛り込み、より一層強力にその是正に取り組んでいくこととしたところです。そうした法改正とともに、今回の通知等の改正において、原状回復を図ることを基本として、違反転用の是正に取り組むこととしています。また、農地法の改正により罰則も強化しており、法人による違反転用の罰金の上限を現行の300万円から1億円に引き上げたところです。

Q45 違反転用への対応について、都道府県知事が原状回復命令等をしようとするときは、地方農政局長に協議することとされている(農地法運用通知第2の7の(2)の工)が、当該命令は自治事務であり、協議は一律に行うべきものではないと思われる。

A45 無断転用に対する原状回復命令は第1号法定受託事務であり、国としても、必要な助言を行うなど、慎重な事務処理を図るための最小限の関与を行うことが適当と考えられることから、都道府県知事が当該命令をしようとするときは、国と事前に協議することを求めてきているところです。

Q46 違反転用の是正については、都道府県に、住民の通報により主体となって対応する違反転用取締りの専門部署を設置し、違反転用への監視指導に当たらせるべきではないか。

A46 違反転用に対しては、これまでも、その是正を図る観点から、都道府県知事による違反転用者に対する原状回復に向けた指導や原状回復命令等の是正措置を講じてきたところであるが、今回の農地法改正において、違反転用者が是正命令に従わない場合には原状回復等の措置を国又は都道府県自らが講ずる行政代執行制度を盛り込み、より一層強力にその是正に取り組んでいくこととしたところです。そうした法改正とともに、これまでも農業委員会が違反転用を発見した場合は、都道府県知事に対して報告し、都道府県が違反転用の是正に向けて適正に対応するように通知等において示してきたところですが、今回の通知等の改正により、原状回復を図ることを基本として、より一層強力に違反転用の是正に取り組むこととしています。なお、違反転用の取締りの専門部署の設置の要否については、都道府県が判断することとなりますが、国としては、違反転用の是正等に向け、引き続き関係機関と連携を取りその是正に努めていきたいと考えています。

〔問合せ先：農村計画部農村振興課(内線2512)〕

Q47 現在、農地法第3条(町外者の取得分)、第4条及び第5条の許可申請事務を市町村へ権限移譲しているところが多いが、国が自ら関与して農地の規制を厳しくするのであれば、なぜ市町村に権限移譲しているのか疑問。国が直接実施すればよいのではないか。また、市町村が実施している移譲事務を、国はその中身までよく審査すべきではないのか。

A47 農地法上、4ha以下の農地の転用許可権者は都道府県知事と定めており、市町村・農業委員会に権限を移譲できることとはしていません。また、地方自治法第252条の17の2の規定により、都道府県知事が転用許可権限の一部を移譲できますが、これは都道府県知事の権限に属する事務について一般的に認められている取扱いであります。なお、転用許可権限の移譲を受けた市町村に対しては、改正後の農地法第59条第2項の規定により、不適切な事務処理が行われている場合には、都道府県知事が是正の要求を行うこととしています。なお、農地法事務処理要領等において、当該市町村における転用許可事務の実施状況についても、国が毎年行う農地転用許可事務実態調査を行うこととしています。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

【農業経営基盤強化促進法関係】

Q48 基盤法第4条第3項の農地利用集積円滑化事業について、基盤法一部改正通知第1の2の(6)のアの(ア)で農地所有者代理事業を行うことを必須としているが、農地売買等事業のうち貸借事業のみとする円滑化団体も認めるべき。

A48 農地所有者代理事業は、農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には、農地所有者代理事業を行うことが必須です。

Q49 基盤法第6条第2項第5号で基本構想に位置付けることとされた農地利用集積円滑化事業について、市町村の農業状況や農地流動化推進体制などを踏まえ任意設置とし、基盤法一部改正通知第1の2の(5)において、市町村基本構想への記載についても「実施しない」とすることを認めること。

A49 農地利用集積円滑化事業は、農用地の面的集積を促進するために新たに基盤法に位置付けられた事業です。農用地の効率的利用を促進する観点から、農業委員会のあっせんや都道府県段階の農地保有合理化事業のみならず、農地利用集積円滑化事業にも取り組んでいただく必要があります。

Q50 基盤法第11条の9の農地利用集積円滑化事業規程について、複数の農地利用集積円滑化団体が同じ地域で事業を実施する場合に、同規程においてはすべての事業を定めるものの、毎年度の事業計画においては、他の円滑化団体と重複する農地所有者代理事業の取組は「なし」とすることも可能とすることを、基盤法一部改正通知第1の2の(7)のイのに明記していただきたい。

A50 農地所有者代理事業は、農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には、農地所有者代理事業を行うことが必須です。



問合せ先: 生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q51 基盤法第11条の9の農地利用集積円滑化事業規程について、広域農協が、複数の市町村で農地利用集積円滑化事業を行う場合、事業規程についてそれぞれの市町村の承認を得る必要があるが、複数の事業規程を作成するのではなく一つの事業規程に複数の市町村名を列挙した場合でも承認するよう、基盤法一部改正通知第1の2の(7)のイにおいて、考え方を整理し周知することが必要と考える。

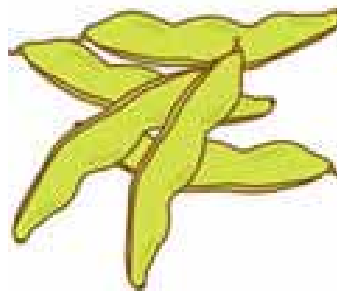
A51 農地利用集積円滑化事業規程はそれぞれの市町村が判断するものですので、市町村ごとに作成していただきたいと考えています。

Q52 基盤法第11条の12では、農地利用集積円滑化団体が委任契約の申し込みを受けた場合、正当な理由なしに拒んではならないとされ、この正当な理由の一つとして、基盤法一部改正通知第1の2の(6)のアの(キ)に「農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺農地等に比して農用地等としての機能が著しく低下している場合」等が例示されているが、より具体的な判断基準をガイドライン等により明示すべき。

A52 基盤法一部改正通知では、網羅的に記載するのではなく、主なものの考え方を例示しているところです。したがって、個別事案ごとに、基盤法一部改正通知の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。

Q53 基盤法第11条の12では、農地利用集積円滑化団体が委任契約の申し込みを受けた場合、正当な理由なしに拒んではならないとされ、この正当な理由の一つとして、基盤法一部改正通知第1の2の(6)のアの(キ)のcでは、「その土地の所有権につき争いがある場合」が「正当な理由」として例示してあるが、「所有権につき争いがある」とは、抵当権等所有権以外の物権についても適用できるのか。それとも、相続等によるトラブル状態の所有権に限るのか。具体的には、抵当権者が地域農業の調和を乱すもの（JA、銀行等以外のノンバンク系金融機関等）である場合、トラブルが予想される。

A53 基盤法一部改正通知では、網羅的に記載するのではなく、主なものの考え方を例示しているところです。したがって、個別事案ごとに基盤法一部改正通知の考え方を踏まえ、具体的な実情を勘案して判断していただきたいと考えます。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q54 基盤法一部改正通知第1の2の(6)の農地利用集積円滑化事業について、市町村以外の団体(具体的にはJA)が農地利用集積円滑化事業を実施する場合、農地情報が個人情報に該当するため、市町村・農業委員会が円滑化団体に対して情報提供を十分に行わない可能性があるため、市町村等に対して配慮していただけるよう指導していただきたい。理想としては、市町村の基本構想に円滑化団体・市町村・農業委員会のそれぞれの役割を明記し、併せて農地情報の共有化についても記載されるよう指導していただきたい。

A54 基盤法第37条では、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとするのが明確に規定されています。また、基盤法一部改正通知第1の2の(6)においても市町村が中心となって、農地利用集積円滑化事業をどのように進めていくのか、実施主体としてどのような者が適当なのか等について、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体による検討の場を設けることが望ましいとしておりますので、連携して事業を行っていただきたいと考えています。

Q55 基盤法一部改正通知第1の2の(6)の農地利用集積円滑化事業について、農地利用集積円滑化団体は、事業の普及啓発や合意形成のための活動を行うこととされているが、農地利用集積円滑化団体だけでは負担が大きいため、関係機関・団体の連携・役割分担について、明記すべき。

A55 基盤法第37条では、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとするのが明確に規定されています。また、基盤法一部改正通知第1の2の(6)においても、市町村が中心となって農地利用集積円滑化事業をどのように進めていくのか、実施主体としてどのような者が適当なのか等について、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体による検討の場を設けることが望ましいとしておりますので、連携して事業を行っていただきたいと考えています。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q56 基盤法一部改正通知第1の2の(6)の農地利用集積円滑化事業について、十分農地利用調整機能の役割を発揮している農業委員会においては、農業委員会が包括的に農地利用集積円滑化団体になることを正式に認めるべき。

A56 農業委員会は、市町村に執行機関として置かれる市町村の機関として、基盤法第18条第1項の規定による決定等の業務を行うところであり、市町村が農地利用集積円滑化事業の実施主体となれること、当該業務を行う農業委員会が農用地の所有者の代理人となることは適当でないこと等から、農地利用集積円滑化事業の実施主体となるものではありませんが、地域における農地事情に精通した重要な機関として、農業者との連絡調整等、農地利用集積円滑化事業に積極的に関わっていただくことが望ましいと考えています。

Q57 基盤法一部改正通知第1の2の(6)のアの(オ)及びイの(イ)の農地利用集積円滑化事業について、地域との調和の考え方として、農地の利用集積に当たっては、地域の担い手を最優先に協議・調整することを盛り込むべき。

A57 基盤法一部改正通知第1の2の(6)のアの(オ)及びイの(イ)の農地利用集積円滑化事業による貸付け等については、地域の認定農業者等に集積することを優先して行うこととしております。

Q58 基盤法一部改正通知第1の2の(5)の市町村基本構想について、「農地利用集積円滑化事業を行う者」については、市町村基本構想に農地利用集積円滑化事業を行う者の「要件」を規定することを意味すると思われるが、該当部分の記載内容が抽象的すぎるため、もっと具体的な記載に改めるべき。

A58 市町村基本構想に記載する必要がある農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項等については、基盤法一部改正通知第1の2の(5)に記載上の留意事項等を示しています。これを参考に、実情に応じ具体的に記載していただきたいと考えています。

Q59 基盤法一部改正通知第1の2の(5)の市町村基本構想関連で、農地利用集積円滑化事業について、都道府県の基本方針及び市町村の基本構想を改正する必要がある。本来は各自治体で作成するものと思うが、どのような条項が必須なのか等について、国の方で柱となる内容を示し、各自治体でそれを地域に併せてカスタマイズできるよう、基本方針等の案を是非作成していただきたい。

A59 市町村基本構想に記載する必要がある農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項等については、基盤法一部改正通知第1の2の(5)に記載上の留意事項等を示しています。これを参考に、実情に応じ具体的に記載していただきたいと考えています。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q60 基盤法一部改正通知第1の2の(5)の市町村基本構想への位置付けにおける、農地利用集積円滑化事業の推進について、市町村が中心となって検討の場を設けることとなっているが、検討により明確となった市町村の役割や関係機関等の役割分担などについて市町村基本構想に記述しておくことが必要。

A60 市町村基本構想に記載する必要がある農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項等については、基盤法一部改正通知第1の2の(5)に記載上の留意事項等を示しています。これを参考に、実情に応じ具体的に記載していただきたいと考えています。

Q61 基盤法一部改正通知第2の1の市町村基本構想の記載事項について、「効率的かつ…農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」について、従来の担い手への集積シェア目標に加え、新たに「面的集積についての目標」を記述するとの記載があるが、法令文中に「面的集積」の記載がなく、用語の定義もない。記載を必須とする場合は、定量的な数値目標に限定することなく、定性的な表現も可能とすべき。

A61 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」として記載する必要がある面的集積についての目標については、定性的な内容でも差し支えありません。

Q62 基盤法一部改正通知第3の1の市町村基本構想関連で、地域での役割分担について、市町村との協定締結と同等の市町村の関与が必要であることから、参入法人等の地域での役割を市町村基本構想に位置付ける、地域の担い手による農地権利取得を市町村基本構想に明記する、ことが必要である。

A62 基盤法一部改正通知第2の1の(2)において、市町村基本構想に記述する内容として、「認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン」を記載しています。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q63 基盤法一部改正通知第3の1の(2)のイの農用地利用集積計画関連で、原状回復義務に関し、農用地利用集積計画の各筆明細や共通事項の雛形を示して、確実な実行を担保すること。

A63 基盤法一部改正通知別添1の利用権設定等委任契約書例の別紙1を参考にしてください。

Q64 基盤法一部改正通知第3の2の利用権設定等促進事業について、相続未登記農地(所有者が死亡)の場合であっても、法定相続持分の2分の1を超える同意で行うことは可能か。

A64 期間5年以下の利用権設定をする場合において、遺産分割がなされておらず共有になっている場合の農用地の所有権を有する者の同意については、原則として法定相続分で判断することとなります。ただし、遺言等がある場合には、原則としてその定めによって相続分が決められることとなりますので、それぞれの相続人の相続分で判断する必要があります。なお、共有持分(法定相続分)を有する者の同意は、2分の1を超える必要があることに御留意願います。

Q65 基盤法一部改正通知別添1の利用権設定等委任契約書例について、第9条において相続人が委任者の地位を承継することとしているが、市町村が農用地利用集積計画を作成した後に、共同相続人のいずれかから異議の申出があることも想定されるため、民法第653条の規定どおり委任者の死亡により契約は終了することとした方がよいのではないか。

A65 利用権設定等委任契約書例は参考として示したものですので、これを参考に、実情に応じて、活用していただきたいと考えています。

Q66 基盤法一部改正通知別添1の利用権設定等委任契約書例について、第9条で「契約の承継」とあるが、民法上委任契約が委任者死亡により終了し(§653)、かつ、相続人は当該契約を存知していない状態で経営承継しても本当に大丈夫か。

A66 利用権設定等委任契約書例は参考として示したものですので、これを参考に、実情に応じて、活用していただきたいと考えています。

問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

Q67 基盤法一部改正通知別添1の利用権設定等委任契約書例の別紙1の(6)のウにおいて、丙丁の協議が整わない場合には市町村が有益費の額を認定することになっているが、当該委任契約は農地法第3条第1項の許可の場合及び基盤法の利用権設定等促進事業の両方に対応する内容となっており、農地法第3条第1項の許可に基づく賃貸借契約の場合にも有益費の額を市町村が認定するのは問題があるのではないか。

A67 基盤法一部改正通知別添1で示した利用権設定等委任契約書例については、参考として示したものですので、これを参考に、実情に応じて活用していただきたいと考えています。

Q68 基盤法処理基準第3の市町村基本構想への都道府県知事の同意について、法定受託事務であるため、要件を満たさない市町村基本構想への同意を防ぐためにも、基盤法処理基準第3において市町村基本構想への必須記載事項について具体的に示すべきではないか。

A68 市町村基本構想に記載すべき事項は、基盤法第6条第2項に規定されていますので、これらの事項が記載されている必要があります。

Q69 基盤法処理基準別添1の別紙1の利用権設定等促進事業について、基盤法第18条第2項第6号の「解除する旨の条件」を付与する場合の条件の例示と違約金の目安を例示願います。

A69 基盤法一部改正通知別添1の利用権設定等委任契約書例の別紙1に解除条件等の記述を例示していますので、参考にしてください。



問合せ先:生産経営流通部構造改善課(内線2481)

【農業振興地域の整備に関する法律関係】

Q70 農振法施行令第5条の集団的な農用地の面積要件について、設定基準を20ha以上から10ha以上に変更しても農用地区域への編入はあまり期待できない。また、この変更をもって確保すべき農用地等の目標値を過大に設定すべきではない。

A70 農用地区域に含めるべき土地である集団的な農用地の面積要件を改正することにより、10ha以上20ha未満の集団農地の確保を図ることとしたものであり、該当する農用地の農用地区域への編入に向けた取組を行うことが必要となります。このため、確保すべき農用地等の面積の目標の設定に当たって、上記の編入により確保されることが見込まれる農地面積については当該目標に加えることとなります。なお、編入のための取組により直ちに編入されない場合でも、編入に向けた取組をこれまで以上に積極的・継続的に行い、その編入を進めることが重要であると考えています。

Q71 農振法ガイドライン第1の農業振興地域制度の基本的な考え方について、農業振興地域整備計画策定の目的は、農振法第2条に規定されているとおり、「農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進すること」であり、農振法ガイドライン第1に記載するような「開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずること」は特段その内容とされているわけではないのではないか。このことは、農振法第2条に規定する内容の実現に当たっての一方策となり得ることはあり得ても、それはあくまで間接的な目的にとどまり、農業振興地域整備計画で直接的に目的としている内容ではないのではないか。

A71 市町村が定める農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画に定められた土地は、開発行為や農地転用の制限等が行われることから、農振法ガイドラインにおいては、「開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずること」と記述しています。また、農用地区域は、開発行為や農地転用の制限等を行うことによっても農用地等の確保を図っているものです。当該記述は、農業振興地域制度の目的のみを記載しているのではなく、農振法第2条も含めた基本的な考え方を示しているものです。



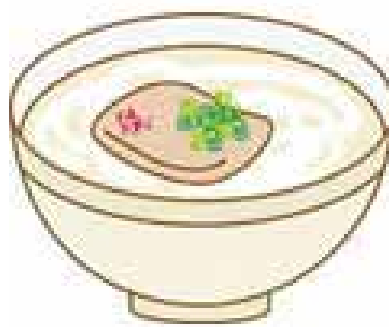
【問合せ先：農村計画部農村振興課（内線2512）】

Q72 農振法ガイドライン第7の目標の達成状況に関する資料の提出の要求について、農振法第5条の2に基づく資料要求はいつの時点から行われ、調査様式はどうなるのか。また、農業振興地域内の土地利用の状況を把握するため、従来行われてきた農業資源調査や農業振興地域管理状況調査はどのようになるのかを明確にすべき。

A72 資料の提出の要求は、都道府県の基本方針が国の基本指針の変更後6か月以内に变更されることとなることから、その翌年の平成23年から実施することになっています。また、資料の提出を求める様式については、従来行われてきた農業振興地域管理状況調査及び基本指針策定調査の様式を基に定めることとしています。なお、農業資源調査については、本年度以降は行わないことが決定していますので、今後は、この資料の提出を求める際の様式により同様の内容を把握し、整理していくこととしています。

Q73 農振法ガイドライン第7の目標の達成状況に関する資料の提出の要求について、各都道府県の目標の達成状況の報告は、毎年12月1日時点の状況について翌年1月末を期限として行うこととされているが、期間が短かすぎる。

A73 これまでも、毎年12月1日時点の農業振興地域制度に関する管理状況についての調査をお願いしていますが、この調査については、基本的には、翌年の5月上旬に依頼をして、報告期限を6月末としていたところです。今般、改正後の農振法第5条の2において、農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況についての資料の提出の要求を行い、その達成状況を公表する旨が規定されたことから、従来の調査の基準日(毎年12月1日)及び調査期間(5月上旬～6月末の2か月間弱)並びに当省における取りまとめ期間及び公表日(3月末目途)を考慮して、農振法ガイドラインにおいて、上記のとおり資料の提出の時期を定めたところです。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

Q74 農振法ガイドライン第7の目標の達成状況に関する資料の提出の要求について、ここでは耕作放棄地面積とあるが、農地法では遊休農地となっている。これらの考え方や定義を明確にすべき。

A74 耕作放棄地とは、5年ごとに行われる「農林業センサス」(農林水産省統計部)で用いられている用語であり、過去1年以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えがない土地を意味します。一方、農地法上の遊休農地とは、農地法第30条第3項に該当する、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地を意味します。農振法ガイドラインにおいては、「確保すべき農用地等の面積の目標」が「耕地及び作付面積統計」の耕地面積のうち農用地区域内の耕地面積を基準とするものであること、農業振興地域制度に基づき、耕作放棄地の抑制・解消等の各種施策を計画的に推進するものであることを踏まえて、その対象となる施策との関係から、「耕作放棄地」という用語を使用しています。

なお、改正後の農振法第5条の2に基づく資料の提出の要求については、これまでの農業振興地域管理状況調査と同様に、市町村において把握している農用地区域内の耕作放棄地の面積を整理していただくことを考えていますが、この場合、農業委員会の調査結果を参考にすることが考えられます。

Q75 農振法ガイドライン第8の是正の要求について、農用地等の確保を図るための是正の要求の方式については、まず、地方の意見を尊重し、そこで国が考える方針と調整すべき。

A75 農振法ガイドラインにおいては、改正後の農振法第5条の3の規定による是正の要求は、都道府県の事情も勘案し、必要に応じ、技術的な助言等を行った上で、都道府県の事務の処理が農用地等の確保の観点からは不十分であり、目標面積の達成に著しい支障を生じさせていると認められるときに行うこと、是正の要求に当たっては、必要に応じ、都道府県、市町村、JA、土地改良区、農業委員会等からの聴き取りや現地確認を行った上で、実施の必要性を検討して行う旨を定めており、地方の意見を踏まえて実施することとしています。

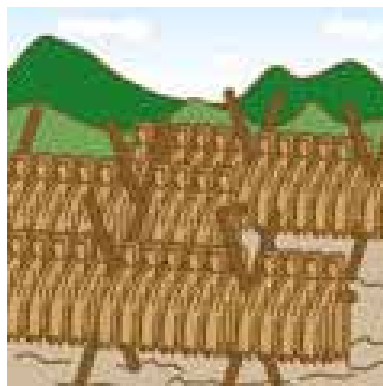
Q76 農振法ガイドライン第8の2「措置内容」について、都道府県の同意に関し、農振法第13条第2項の要件を満たさない案件について県が協議を受けた場合、同意ができないのはもちろんであるが、「同意」事務の性質上、法定の要件を満たすものについて、計画に定める面積を満たさない、という一事をもって、同意しないことができるのか。また、目標を達成しないことが「法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」に当たることになるのか。

A76 市町村の農業振興地域整備計画の変更に対する都道府県知事の同意は、農振法第13条第2項の要件を満たしていることのみで判断するのではなく、都道府県の農業振興地域整備基本方針と適合したものであるかについても判断することになります。

〔問合せ先：農村計画部農村振興課(内線2512)〕

Q77 農振法ガイドライン第8の是正の要求について、国及び都道府県による市町村への行きすぎた関与を具体化するものである。特に、農用地利用計画の策定・変更に関し知事の同意を抑制することや、農振法第10条第3項各号のいずれかに該当する土地について農用地区域に編入するための変更を指示することなどの規定は、地方自治体の裁量権を大きく狭めるものとなるのではないか。

A77 改正後の農振法第5条の3に基づく是正の要求は、地方自治法に基づき、都道府県の農用地面積の目標の達成状況が著しく不十分であり、都道府県の事務処理が優良農地の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合に行うものであり、農振法ガイドラインの記述は、当該是正の要求の対象となる都道府県の事務について、農振法第8条第4項等の該当条項の趣旨や国の基本指針の考え方を基にして例示しているものです。これは、「確保すべき農用地面積の目標」を達成し、我が国の食料自給率の確保を図るために必要な措置であることから、御理解の上、今後とも農業振興地域制度の適正な運用をしていただきますようよろしくお願いいたします。なお、農振法ガイドラインに記述している各事項には、法令の規定の意味・内容を明らかにしたもの（語尾：「解される」）、法令の制度の趣旨等からその運用が強く要請されると考えているもの（語尾：「べきものである」）、法令の規定する条件、目的等からその運用が求められると考えているもの（語尾：「適当と考えられる」）、制度の趣旨等からその運用が願わしいと考えているもの（語尾：「望ましい」）など、それぞれの事項ごとに求められる内容に差異があることを御理解いただくとともに、自治事務として、法令の規定に基づき適正に運用されるよう、それぞれの意味を明確にするため、これらの語尾の表現の考え方を農振法ガイドラインに記載したものです。



〔問合せ先：農村計画部農村振興課（内線2512）〕

Q78 農振法ガイドライン第16の農用地区域からの除外要件について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす場合、又はその可能性がある場合は農用地区域から除外しないこととなるが、農用地区域外に隣接する農用地区域内で認定農業者等が耕作している農地の地権者が将来的に非農業的土地利用を考えている場合、この要件を悪影響ととらえ、農地を貸さないことも予想される。農地の利用の集積に影響が及ぶような農地とは、農用地の真ん中にある農地で集団性の観点から農用地除外はできないものとする。

A78 改正後の農振法第13条第2項第3号の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと」とする要件の追加は、認定農業者等の効率的・安定的な農業経営に支障を生じないようにしたものです。これにより、農用地区域からの除外・転用ができなくなることを懸念して、農地を貸し渋るという事例が生ずることは全く否定はできませんが、現に認定農業者等が利用している集団的な農地の縁辺部の農地が除外され・転用されるという事態と比較してどちらが今後の我が国の農業にとって問題が多いかということと考えています。「国内の農業生産の基盤である優良農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であること」にかんがみれば、現に認定農業者等が利用している農地を引き続き優良農地として確保することが必要と考えています。

Q79 農振法ガイドライン第19の農用地区域内における開発行為について、法定協議が成立する場合としては、どのような場合が想定されるのか。農振法ガイドラインで示された協議成立基準(改正後の農振法第15条の2第4項)では、協議の成立はあり得ないと考えられるが、法定協議制度が制定された意義と、農振法ガイドラインで示された協議成立基準との関係を明確にすべき。

A79 国及び地方公共団体が行う農用地区域内における公共施設(学校、病院等)の開発行為については、集団的な優良農地が無秩序にかい廃されることを防止するために法定協議制度を導入したものです。これにより、農用地区域を対象とした公共施設を農用地区域以外の土地に適切に誘導する又はできる限り農業上の利用に支障がない土地に立地するよう調整することを狙いとしたものであり、その調整の考え方を留意事項として農振法ガイドラインに定めています。

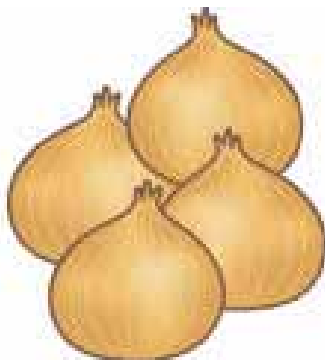
Q80 農振法ガイドラインに示された内容について、従来の「農業振興地域制度の運用について」と同様に、具体的な例示や解説集を作成していただきたい。

A80 従来の「改正農振法の運用に関する課題事例集」(Q & A形式)と同様の質疑応答集については、なるべく早い時期に作成したいと考えています。

問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

Q81【追加】市町村が策定する農業振興地域整備計画を近年(5年以内に)見直したばかりだが、国が策定する基本指針や県が策定する基本方針の見直しを受けて、再度見直しを行わなければならないのか。見直しを行うとすれば、いつまでに行わなければならないのか。

A81【追加】市町村が策定する農業振興地域整備計画(以下「市町村整備計画」という。)について、農振法ガイドライン第11の1の(1)に『市町村整備計画の農用地利用計画の部分を別とすれば、……いわゆるマスタープランであり、……』。また、『国の補助融資等の基本となる「農業振興地域整備の推進について」(平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知)において、「農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、基本指針の考え方が反映された農業振興地域整備計画に基づき計画的かつ集中的に実施されなければならない。」こととしている……』などとされていることから、近年、見直しを行ったか否かに関わらず、基本指針及び基本方針の見直しを受けて、その内容を反映し、速やかに見直しを行い当該市町村における農業振興の方向を示すことが適当であると考えています。なお、見直し作業等の期間等を考慮すれば、基本指針及び基本方針の見直しと同様に基本方針の見直し(決定)後、おおむね6ヶ月以内に見直し(決定)を行っていただきたいと考えています。



問合せ先: 農村計画部農村振興課(内線2512)

## お 知 ら せ

- ・本書は、「改正農地制度のQ & Aが欲しい」という実務担当者の声にお応えするため、平成21年10月21日～11月19日に実施された農地制度改正の「パブリックコメント」による質疑応答を取りまとめたものです。
- ・略称した法令等の正式な名称は次のとおりです。農林水産省のホームページからダウンロードできます。
- ・URLは、<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kaikaku/index.html>ですので、ご利用下さい(「根拠法令等の補足資料」も活用下さい。<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/kaikaku/index.html>)。
- ・「ここが変わりました！農地制度」パンフ第3版(平成22年6月1日)もご利用下さい。

農地法：「農地法」(昭和27年法律第229号)

農地法施行令：「農地法施行令」(昭和27年政令第445号)

農地法施行規則：「農地法施行規則」(昭和27年農林省令第79号)

農地法処理基準：「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)

農地法運用通知：「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知)

農地法事務処理要領：「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)

基盤法：「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)

基盤法処理基準：「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」(平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知)

基盤法一部改正通知：「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知)

農振法：「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)

農振法施行令：「農業振興地域の整備に関する法律施行令」(昭和44年政令第254号)

農振法施行規則：「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」(昭和44年農林省令第45号)

農振法ガイドライン：「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知)

農協法：「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)

農協法施行令：「農業協同組合法施行令」(昭和37年政令第271号)

農業委員会法：「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)

